

# 香川県立保健医療大学入学試験結果の提供に関する取扱要領

令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号に基づき、受験者本人からの口頭による提供の請求により行う香川県立保健医療大学入学試験結果の提供について、必要な事項を定めるものとする。

(提供の内容等)

第2条 提供する内容、場所、期間及び日時は、別表のとおりとする。

(提供の方法)

第3条 提供は、提供請求者が受験者本人であることの確認を行ったうえで入学試験結果を記載した文書を閲覧させることにより行うものとする。この場合において、任意の様式に入学試験結果を転記したものの交付をもって当該文書の閲覧に代えることができる。

(本人確認の方法)

第4条 請求者が受験者本人であることの確認は、原則として、受験票の提示を求めることにより行う。ただし、紛失等により受験票の提示ができないときは、生徒手帳、マイナンバーカード、運転免許証、旅券等の提示を求めることにより確認するものとする。

(受験者への周知)

第5条 受験者への周知は、学生募集要項の記載並びに試験日又は合格発表日に掲示等により行うものとする。

(その他)

第6条 この要領の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

試験の名称	提供内容	提供場所	期間及び日時
香川県立保健医療大学 一般入学試験	大学入試共通テストの科目別得点（合否判定に利用した科目に限る。）、個別学力検査等の得点及び総合得点	香川県立 保健医療大学	学生募集要項で定める期間 （香川県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。） 午前9時から午後5時まで （正午から午後1時までを除く。）
香川県立保健医療大学 入学試験（一般入学試験を除く。）	科目別得点及び総合得点	香川県立 保健医療大学	合格発表の日から1月間 （香川県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。） 午前9時から午後5時まで （正午から午後1時までを除く。）